

介護老人福祉施設 デイグニティ内浜 利用料金のご案内

令和6年8月1日

＜施設サービス費＞ (1割負担)

(1日あたりの単位数)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費		670	740	815	886	955
加 算	常勤専従医師配置加算			25		
	看護体制加算【Ⅰ】口			4		
	看護体制加算【Ⅱ】口			8		
	夜勤職員配置加算【Ⅱ】口			18		
	個別機能訓練加算(Ⅰ)			12		
	個別機能訓練加算(Ⅱ)			20	(1月あたり)	
	栄養マネジメント強化加算			11		
	サービス提供体制加算【Ⅲ】			6		
	介護職員処遇改善加算【Ⅲ】	85	93	102	110	117
1日あたりの合計		839	917	1,001	1,080	1,156

※福岡市は5級地で1単位あたり10.45円になりますので上記の合計×10.45が保険請求額となり、うち1割が利用者負担額となります。

＜居住費・食費＞

(1日あたりの利用料)

居 住 費	第1段階	880	円/日
	第2段階	880	円/日
	第3段階①	1,370	円/日
	第3段階②	1,370	円/日
	第4段階	1,780	円/日
食 費	第1段階	300	円/日
	第2段階	390	円/日
	第3段階①	650	円/日
	第3段階②	1,360	円/日
	第4段階	1,445	円/日

※食費内訳 (朝食：367 昼食：474 おやつ100 夕食：504)

1ヶ月(31日)あたりの利用料金目安

(単位：円)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合 計	第1段階	63,789	66,313	69,017	71,577	74,065
	第2段階	66,579	69,103	71,807	74,367	76,855
	第3段階①	89,829	92,352	95,057	97,617	100,104
	第3段階②	111,839	114,363	117,067	119,627	122,115
	第4段階	127,184	129,708	132,412	134,972	137,460
(2割負担)		154,393	159,441	164,850	169,969	174,945
(3割負担)		181,603	189,174	197,287	204,967	212,430

※第1段階から第4段階は、介護保険負担限度額を表します。介護保険負担限度額につきましては区役所への申請が必要です。

※居住費は入院・外泊された場合、7日目以降は介護保険負担限度額に関係なく第4段階(1,780円)となります。

※利用料金は、要介護度・介護保険負担限度額によって異なります。又、配置基準、制度改正により変更になる場合がございますので、ご了承ください。

※その他の各種加算料金

初期加算	30単位	入所した日から起算して30日以内（1日につき）
安全管理体制加算	20単位	外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合（入居時に1回）
療養食加算	6単位	医師の指示による特別食を提供する場合（1日3食を限度とし、1回単位）
外泊時費用	246単位	1月あたり6日を限度として所定単位数に代えて算定する（1日につき）
退所前訪問相談援助加算	460単位	退所後のサービスについて相談援助を行った場合。（1回につき）
退所後訪問相談援助加算	460単位	退所後30日以内に居宅を訪問し相談援助を行った場合。（1回につき）
退所時相談援助加算	400単位	退所時に退所後のサービスについて相談援助を行った場合。（1回につき）
退所前連携加算	500単位	退所後のサービス利用について調整を行った場合。（1回につき）
看取り介護加算【Ⅰ】	72単位	死亡日45日前から31日前（1日につき）
看取り介護加算【Ⅰ】	144単位	死亡日30日前から4日前（1日につき）
看取り介護加算【Ⅰ】	680単位	死亡日の前々日及び前日（1日につき）
看取り介護加算【Ⅰ】	1280単位	死亡日（1日につき）
サービス提供体制加算【Ⅰ】	12単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上（1日につき）
サービス提供体制加算【Ⅲ】	6単位	入所者に直接サービス提供する職員総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上（1日につき）
日常生活継続支援加算【Ⅱ】	46単位	入所者総数のうち介護4、介護5の者の占める割合が100分の70以上。介護福祉士の数が、6又はその端数を増すごとに1以上（1日につき）
口腔衛生管理加算	90単位	歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が入居者に対し口腔ケアを実施し、当該入居者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導をした場合。（1月につき）
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110単位	口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理に実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
経口移行加算	28単位	計画に従い、経口による食事の摂取を進める為の栄養管理を行った場合。（1日につき）
経口維持加算【Ⅰ】	400単位	摂食障害を有し、誤嚥が認められる入居者に対して栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合。（1月につき）
経口維持加算【Ⅱ】	100単位	【Ⅰ】を算定している場合で、入居者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に医師等が加わった場合。（1月につき）
再入所時栄養連携加算	400単位	入院時に経管栄養又は嚥下調整食の新規導入があり、医療機関での栄養食事指導に施設の管理栄養士が同席かつ栄養ケア計画を作成し、再入所した場合（1回につき）
在宅復帰支援機能加算	10単位	家族との連絡調整、居宅サービスに必要な情報の提供、退所後のサービス利用に関する調整を行っている場合。（1日につき）
在宅・入所相互利用加算	40単位	要介護3から要介護5までの者に在宅生活を継続する観点から、居宅と施設の介護支援専門員が情報交換を十分に行っている場合。（1日につき）
若年性認知症入所者受入加算	120単位	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合。（1日につき）
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり、緊急入所した場合。（1日につき）

※その他の各種加算を算定させていただく場合は事前に相談させていただきます。

※その他の費用について

○病院受診代、歯科受診代、健康管理費（インフルエンザ予防接種代等）、理美容代、施設外に依頼されるクリーニング代、入居者の希望する趣味・嗜好品・出前等の飲食代、レクリエーション等にかかる品代等は実費となります。